

提供日：2008年6月4日

部局名：琵琶湖環境部

所属名：最終処分場特別対策室

担当者名：浅見、河合

内線：3670

電話：077-528-3670

メール：[df0001@pref.shiga.lg.jp](mailto:df0001@pref.shiga.lg.jp)

## アール・ディエンジニアリング処分場への措置命令の公告について

本日（平成20年6月4日）、アール・ディエンジニアリング処分場への措置命令に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の8の規定に基づき、公告を行いましたのでお知らせします。

今回の公告は、本年5月28日付けで株式会社アール・ディエンジニアリング等に対する措置命令について、措置を講ずべき者のすべてが確知できていないため、今後措置を講ずべき者が明らかになった場合には、その者に対して行政代執行を行った費用の徴収を行うものです。

[PDF](#) [滋賀県公報-定期-平成20年6月4日\(PDF:55KB\)](#) (P.2-3参照)

### 1. 講ずべき措置の内容

- (1) 株式会社アール・ディエンジニアリング最終処分場（栗東市小野7-1ほか。以下「措置対象の場所」という。）から、埋立廃棄物等が飛散流出しないよう措置を講じること。
- (2) 措置対象の場所の埋立廃棄物で汚染された浸透水により、周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。
- (3) 措置対象の場所において発生している高濃度の硫化水素ガス等について、悪臭発生等を防止する措置を講じること。
- (4) 措置対象の場所における使用が廃止された焼却炉から、残存および付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれを防止する措置を講じること。

### 2. 措置を講ずべき者

法第19条の5第1項各号に掲げる者（以下「処分者等」という。）

### 3. 着手期限及び履行期限

- (1) 着手期限 平成20年(2008年)7月28日
- (2) 履行期限 平成23年(2011年)9月27日

### 4. 公告事項

処分者等が着手期限までに措置を講じない場合または履行期限までに措置を完了しない場合は、滋賀県知事が法第19条の8第1項の規定に基づき1の措置を講じ、当該措置に要した費用を処分者等から徴収する。

#### 関連リンク

[RD最終処分場問題対策委員会](#)

[RD最終処分場問題行政対応検証委員会](#)

[最終処分場特別対策室](#)

[滋賀県公報 インターネット版](#)

Copyright© Shiga Prefecture. All rights reserved.